（貨物自動車の範囲等）

第四十条の四　法第九十条の十四第一項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証に当該検査自動車が衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されている検査自動車とする。

2　法第九十条の十四第一項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める牽引自動車は、当該牽引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されている牽引自動車とする。

3　法第九十条の十四第一項第一号及び第二号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項に規定する衝突被害軽減制動制御装置の技術基準とする。

別表第七㈪の表中「口座開設年に取得をした上場株式等又はその年１月１日における保有状況」を「当初取得上場株式等又は分割等上場株式等」に改め、同表の備考2㈣中「非課税口座開設届出書（」及び「をいう。以下同じ。）」を削り、同表の備考2㈤中「口座開設年に取得をした上場株式等又はその年１月１日における保有状況」の欄に、」を「当初取得上場株式等又は分割等上場株式等」の欄には、当初取得上場株式等（」と、「（以下「口座開設年」という。）の非課税口座について作成する場合には、その年中に」を「中に法第37条の14第５項第２号イに規定する事由により」と、「について、口座開設年の翌年以降の各年の非課税口座について作成する場合には、その年１月１日において当該非課税口座に係る法第37条の14第１項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている」を「をいう。以下同じ。）又は分割等上場株式等（同年以後に施行令第25条の13第９項各号に規定する事由により取得した」と、「について、その非課税口座内上場株式等」を「をいう。以下同じ。）について、その当初取得上場株式等又は分割等上場株式等」に改め、同表の備考2㈤ロを次のように改める。

ロ　「株数又は口数」の項には、当初取得上場株式等又は分割等上場株式等の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る施行令第25条の13第９項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）を記載すること。

別表第七㈪の表の備考2㈤に次のように加える。

ハ　「取得対価の額」の項には、当初取得上場株式等又は分割等上場株式等の取得対価の額（法第37条の14第５項第２号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得上場株式等に係る同号イに規定する取得対価の額とする。）を記載すること。

別表第七㈪の表の備考2㈢を同表の備考2㈫とし、同表の備考2㈡から㈥までを同表の備考2㈢から㈦までとし、同表の備考2㈠の次に次のように加える。

㈧　当該非課税口座において施行令第25条の13第９項各号に規定する事由により取得をした非課税口座内上場株式等の受入れがあつた場合には、当該取得に係る同項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄（当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類又は銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄並びに当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄）を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七㈪の表の備考3中「添付する」を「、添付する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十条の改正規定、第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定　平成二十四年五月一日

二　第十九条の改正規定、第十九条の二第一項の改正規定（同項第一号イに係る部分に限る。）及び第三十一条の二の改正規定　平成二十四年七月一日

三　第三十九条の四の改正規定、第三十九条の九を第三十九条の十一とする改正規定、第三十九条の八を第三十九条の十とする改正規定、第三十九条の七第二号の改正規定、同条を第三十九条の九とし、第三十九条の六を第三十九条の八とする改正規定、第三十九条の五第一項第一号の改正規定及び同条を第三十九条の七とし、第三十九条の四の次に二条を加える改正規定　平成二十四年十月一日

四　第二条の四の改正規定、第三条の六の改正規定、第三条の十六の改正規定、第四条の二の改正規定、第五条の改正規定、第五条の二の改正規定、第五条の三の改正規定及び第十八条の二十三に一項を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで及び附則第九条の規定　平成二十五年一月一日

五　第二十二条の十の三第一号の改正規定、第二十二条の七十五の二第一号の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定　平成二十五年四月一日

六　第十八条の十五の三の改正規定、第十八条の十五の九の改正規定及び別表第七㈪の改正規定　平成二十六年一月一日

七　第二条の五第一項の改正規定、第三条の十七の二の改正規定、第十八条の十二の改正規定（同条第二項第一号ニ及びホに係る部分を除く。）、第十九条の二第一項の改正規定（同項第一号イに係る部分を除く。）及び第十九条の五の改正規定（同条第四項第一号ニ及びホに係る部分を除く。）並びに附則第八条及び第十条の規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。附則第八条及び第十条において「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

八　第二十五条第一項の改正規定及び第二十六条の次に一条を加える改正規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日（国外公社債等の利子等の分離課税等に関する経過措置）

第二条　改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の四第三項の規定は、同項に規定する支払の取扱者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する金融機関等から受け取る同項に規定する源泉徴収不適用申告書について適用する。

（金融機関の営業所等における帳簿及び申告書等の写しの作成並びに保存等に関する経過措置）

第三条　新規則第三条の六第二項及び第四項の規定は、同条第二項に規定する金融機関の営業所等の長が平成二十五年一月一日以後に個人から受理する同項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書等について適用する。

2　新規則第三条の六第十項及び第十一項の規定は、同条第十項に規定する勤務先等の長又は出国時勤務先等の長が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する移管先の営業所等の長から受理する同項に規定する事業譲渡等に関する書類について適用する。